

平成 30 年度以降の森林づくり県民税の仕組み

平成 30 年度以降の森林づくり県民税については、「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（平成 29 年 11 月公表）」に基づき、適正かつ有効な事業推進に努めてまいります。

1 使途（森林づくり県民税活用事業）

- ① 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備
 防災・減災の観点での里山の森林整備や河畔林の整備、里山整備利用地域制度を活用した住民協働による里山の整備
- ② 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用
 児童センターなどの子どもの居場所や、多くの人が訪れる店舗・オフィス、観光地における道路等の公共サインなどの木質化、里山資源の薪利用や松くい虫枯損木を活用するための仕組みづくり
- ③ 森林づくりに関わる人材の育成
 森林の整備や多面的利活用を推進するリーダーや多くの関係者をコーディネートする人材等の育成等
- ④ 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用
 学校林や信州やまほいく認定園のフィールド整備、観光地の景観に適合した街路樹や森林の整備、森林セラピー基地の整備等による森林の利活用
- ⑤ 市町村に対する財政調整的視点での支援
 財政調整を図るための制度として、市町村が地域固有の重要課題に対応
- ⑥ 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証
 森林づくりに関する普及啓発、企業等との連携による森林づくり、森林税の評価・検証

2 税の仕組み（森林づくり県民税活用事業）

課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過（上乘せ）課税方式				
	個人		法人		
納税義務者	県内に住所、家屋敷または事務所等を有する個人 約 109 万人		県内に事務所等を有する法人 約 5 万 1 千法人		
超過税額	年額：500 円		年額：現行の均等割額の 5 %相当額		
税收規模	区分 年間 (平年度)	個人 約 5.6 億円	法人 約 1.1 億円	計 約 6.7 億円	※令和 2 年度の森林税収入見込みを基準に試算。
実施期間	平成 30 年 4 月 1 日から 5 年間（税導入の効果等を総合的に検証し、5 年後に見直しを実施） （個人）平成 30 年度分から令和 4 年度分まで （法人）平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分				
管理方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使途を明確にするため、『長野県森林づくり県民税基金』を設置して税收を管理し、事業の内容等について公表するとともに、事業実施後の成果の検証等を行うため、県民の代表等による第三者機関を設置します。 ・ 森林税の運用の透明性を高め、より効果的な活用を図るため、副知事を会長とする庁内推進組織を設置し、森林税を活用した事業についての事業成果の検証や必要な制度・事業の見直し等を行います。 				

※ 個人の納税義務者は県民全員ではなく、県民税均等割を納めている方（県民の約半数）が対象であり、次のア、イ、ウのいずれかに該当し非課税となる方や、税法上の控除対象配偶者・扶養親族になっている方で次のウに該当する方には課税されません。

- ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- イ 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の方
- ウ 前年の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の方